

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	予防接種に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

越谷市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和8年3月25日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

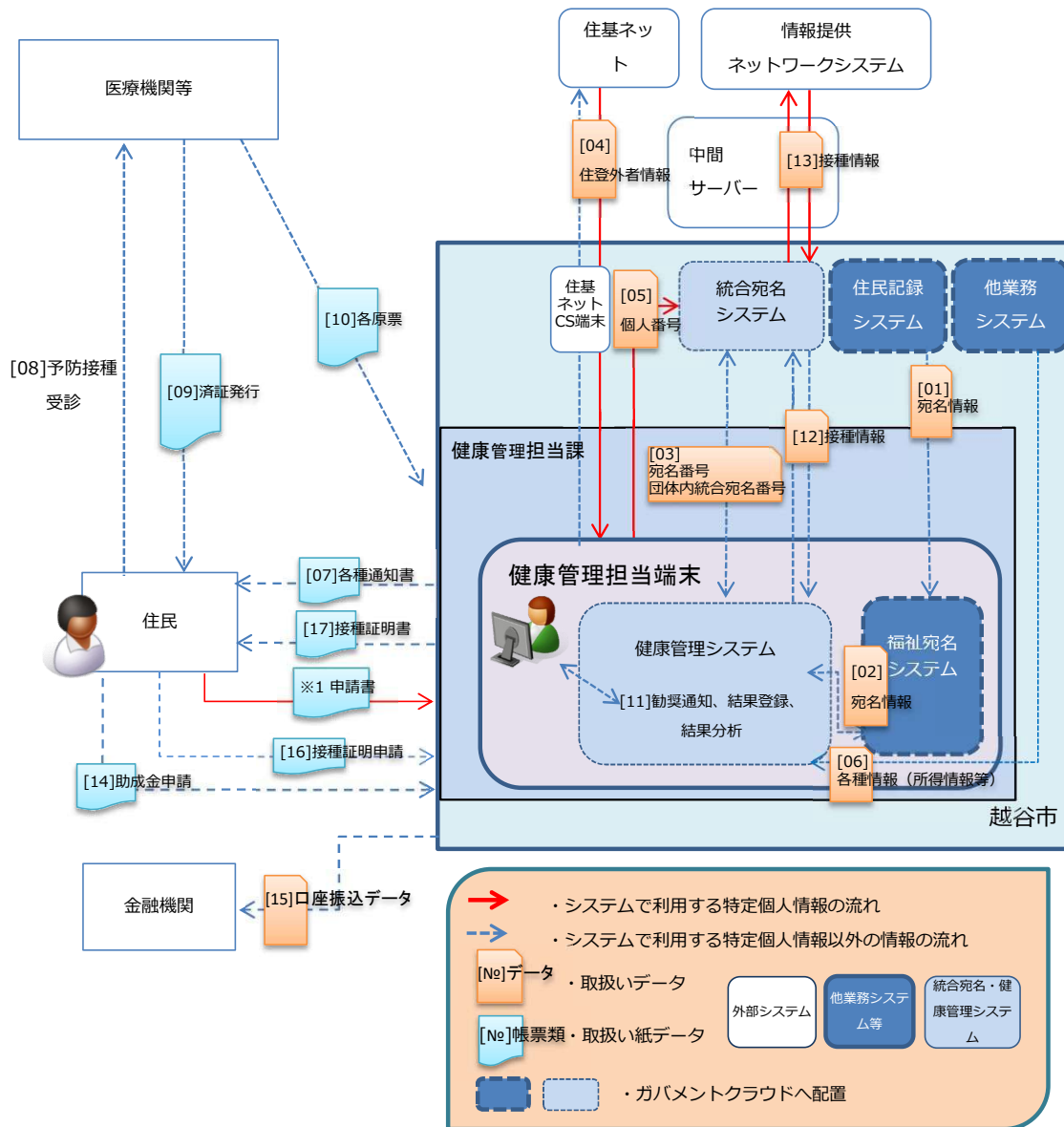






3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者関係情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種法に基づく予防接種の対象者・予防接種の実施記録等の管理に用いる。
②実現が期待されるメリット	予防接種の対象者であることの確認、接種記録の管理等により、未接種者を迅速に把握でき、感染症の発生及びまん延防止につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表 14の項 ・第19条第6号(委託先への提供) 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条 情報提供: 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、第27条、第28条、第30条、第155条、第156条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部健康づくり推進課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- [01] 住民記録システムより宛名情報を入手する。
- [02] 福祉宛名システムより宛名情報を入手する。
- [03] 統合宛名システムより宛名番号情報を入手する。
- [04] 住基ネットCS端末より住登外者情報を照会する。
- [05] 健康管理担当課にて番号情報を入手、更正する。
- [06] 他業務システムから各種情報(所得情報等)を入手する。
- [07] 個人に各種通知書(勸奨通知、受診券、結果表等)を発行する。
- [08] 個人が医療機関で受診を行う。
- [09] 個人宛に接種済証を発行する。
- [10] 医療機関等より健康管理担当課へ各原票が送付される。
- [11] 健康管理担当課にて健康管理システムより各種通知書、結果登録等を行う。
- [12] 情報提供ネットワークシステムより接種履歴を入手する。(接種履歴)
- [13] 情報提供ネットワークシステムと連携し接種情報を入手する。
- [14] 住民からの助成金の申請を受け付ける。
- [15] 助成金額を記録した口座振込データを金融機関に送付する。
- [16] 住民から申請書及びサービス検索・電子申請機能により接種証明書の申請を受け付ける。
- [17] 接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力し発行する。
- ※1 住民から申請書を受け付ける。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者関係情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者
その必要性	予防接種法に基づく定期予防接種対象者であることの管理、対象者の接種記録を適正に管理・保管、予防接種の実費負担の有無を決定するために必要
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報: 対象者の特定、接種記録の管理を行うために保有</li> <li>・5情報、連絡先: 正確に本人を特定するために保有</li> <li>・地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報: 予防接種の実費に係る負担の有無を決定するために保有</li> <li>・健康・医療関係情報: 予防接種記録の管理を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健医療部健康づくり推進課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( サービス検索・電子申請機能 )								
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡先情報については本人から申請を受けた都度入手する。</li> <li>・業務関係情報の地方税関係情報については、情報提供ネットワークシステムを使用して申請を受けた都度入手する。</li> <li>・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。</li> </ul>								
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡先情報及び地方税関係情報を本人等から入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。</li> <li>・連絡先情報及び地方税関係情報を情報提供ネットワークを使用して入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。</li> <li>・接種記録は実施した医療機関から月ごとに入手する。</li> </ul>								
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人等から入手する場合は本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。</li> <li>・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> </ul>								
⑥使用目的 ※	対象者の資格管理、接種記録の管理・保管に係る事務を適正に行うため								
変更に係る妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健医療部健康づくり推進課							
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等の申請内容等をシステムに登録し、登録された情報を基に予防接種法に基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の実費の有無を確認する。 ②接種記録の管理・保管 システムに接種記録を登録し、接種記録の管理・保管を行う。 ③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報等のシステムに登録された情報を基に、予防接種費用の実費に係る免税対象者の確認及び確認結果の通知を行う。							
	情報の突合 ※	申請者情報を住民票関係情報、地方税関係情報と突合し、対象者の資格を確認する。							
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。							
権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種費用の実費に係る負担の有無の決定								
⑨使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件
委託事項1	健康管理システムの保守運用
①委託内容	健康管理システムの保守運用
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
その妥当性	保守運用業務の範囲は、ハードウェア、ソフトウェア、運用業務としての電算処理にわたり、システム上保有する全てのファイルを取り扱うため
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法	総務部契約課窓口にて公表している
⑥委託先名	株式会社アイネス
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	





**6. 特定個人情報の保管・消去**

①保管場所 ※

＜越谷市における措置＞  
 ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。  
 ②サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。  
 ③紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞  
 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。  
 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。  
 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。  
 ・日本国内でデータを保管している。  
 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞  
 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。  
 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。  
 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。  
 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

②保管期間	期間	[ 20年以上 ] ＜選択肢＞ 1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年 4) 3年                              5) 4年 7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	予防接種法施行令第6条の2において、5年間保管すると定められているが、接種記録確認等の事務のため長期間保管する必要がある。

③消去方法

＜越谷市における措置＞  
 ①サーバーやパソコン等の処理時には、データ消去ソフトによりデータ復元不可能な状態にし、物理的な破壊を行う。  
 ②申請書等紙媒体については、内部にて定められた期間保存後溶解処理を行う。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞  
 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。  
 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。  
 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞  
 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。  
 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。  
 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。

**7. 備考**

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### 〈生ポリオ〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### 〈日本脳炎〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### 〈二種混合〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### 〈三種混合〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### 〈BCG〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### 〈麻しん〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### 〈風しん〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### 〈MR〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### 〈ツベルクリン反応〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.転入前接種,5.請求年月,6.接種番号,7.診察区分,8.体温,9.接種量,10.予診医師名,11.接種医師名,12.製薬会社,13.LOT-NO,14.備考,15.整理番号,16.公費自費区分,17.委託料,18.判定,19.判定補足,20.長径,

### 〈Hib〉

4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.初回接種年月日,8.初回接種年齢区分,9.転入前接種,10.予診医師名,11.接種医師名,12.公費自費区分,13.委託料,14.接種量,15.接種番号,16.体温,17.製薬会社,18.備考,19.整理番号,20.備考1,21.備考2,22.備考3,

### 〈小児用肺炎球菌〉

4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.初回接種年月日,8.初回接種年齢区分,9.転入前接種,10.予診医師名,11.接種医師名,12.公費自費区分,13.委託料,14.接種量,15.接種番号,16.体温,17.製薬会社,18.備考,19.整理番号,20.備考1,21.備考2,22.備考3,

### 〈子宮頸がん予防〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.ワクチン,8.転入前接種,9.予診医師名,10.接種医師名,11.公費自費区分,12.委託料,13.接種量,14.接種番号,15.体温,16.製薬会社,17.備考,18.整理番号,19.備考1,20.備考2,21.備考3,22.備考3,

### 〈不活化ポリオ〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3,

### 〈四種混合〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3,

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### 〈高齢者インフルエンザ〉

1.年度,2.接種日,3.医療機関名,4.接種時年齢,5.回数,6.市外受診区分,7.請求年月,8.診察区分,9.LOT-NO,10.自己負担額,11.身体障害者手帳1級,12.該当理由,13.台帳表示項目,

### 〈高齢者肺炎球菌〉

1.年度,2.接種日,3.医療機関名,4.接種時年齢,5.過去に接種したことがあるか,6.過去の接種日,7.過去のワクチン名,8.市外受診区分,9.身体障害者手帳1級,10.該当理由,11.請求年月,12.診察区分,13.接種ワクチン名,14.LOT-NO,15.接種部位,16.自己負担額,17.台帳表示項目,

### 〈水痘〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3,

### 〈B型肝炎〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.ワクチン,8.転入前接種,9.予診医師名,10.接種医師名,11.公費自費区分,12.委託料,13.接種量,14.接種番号,15.体温,16.製薬会社,17.備考,18.整理番号,19.備考1,20.備考2,21.備考3,

### 〈風しん抗体検査〉

1.検査日,2.接種場所,3.検査時年齢,4.抗体価,5.単位,6.抗体価単位,7.判定結果,8.検査番号,9.備考,10.請求年月,11.委託料,12.データ更新日,

### 〈成人男性風しん〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.診察区分,5.LOT-NO,6.転入前接種,7.予診医師名,8.接種医師名,9.公費自費区分,10.委託料,11.接種量,12.接種番号,13.体温,14.製薬会社,15.備考,16.整理番号,17.備考1,18.備考2,19.備考3,

### 〈ロタウイルス〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.ワクチン,8.転入前接種,9.予診医師名,10.接種医師名,11.公費自費区分,12.委託料,13.接種量,14.備考1,15.備考2,16.備考3,

### 〈新型コロナ〉

1.回数,2.接種日,3.接種時年齢,4.優先接種対象グループ,5.診察区分,6.券番号,7.接種自治体コード,8.接種会場,9.接種会場名,10.接種医師名,11.ワクチンメーカー,12.ワクチンメーカー名,13.ワクチンロット番号,14.請求年月,15.時間外,16.休日,17.小児(6歳未満),18.備考,19.登録日時

### 〈五種混合〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.ワクチン,8.転入前接種,9.予診医師名,10.接種医師名,11.公費自費区分,12.委託料,13.接種量,14.備考1,15.備考2,16.備考3,

### 〈新型インフルエンザ〉

1.回数,2.接種日,3.接種場所,4.接種時年齢,5.診察区分,6.助成金(償還払い)接種対象,7.転入前接種,8.相互乗り入れ,9.請求年月,10.LOT-NO,11.接種量,12.製薬会社,13.備考

### 〈高齢者新型コロナ〉

1.年度,2.接種日,3.医療機関名,4.接種時年齢,5.市外受診区分,6.身体障害者手帳1級,7.該当理由,8.請求年月,9.診察区分,10.LOT-NO,11.自己負担額,12.ワクチンメーカー,13.ワクチンメーカー名

### 〈高齢者带状疱疹〉

1.年度,2.接種日,3.医療機関名,4.接種時年齢,5.回数,6.市外受診区分,7.身体障害者手帳1級,8.該当理由,9.請求年月,10.診察区分,11.LOT-NO,12.接種部位,13.自己負担額,14.ワクチンメーカー,15.ワクチンメーカー名

### 〈RSウイルス〉

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.母子手帳番号,5.妊娠週数,6.請求年月,7.診察区分,8.ワクチン,9.LOT-NO,10.転入前接種,11.予診医師名,12.接種医師名,13.公費自費区分,14.委託料,15.接種量,16.備考1,17.備考2,18.備考3

### 団体内統合宛名

1.個人番号、2.情報提供用個人番号識別符号、3.団体内宛名番号

### 中間サーバー

1.情報提供等の記録等

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者関係情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>&lt;予防接種事務における措置&gt;                      個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守する。申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人からの申請等による入手については、必要項目のみ記載できる用紙を使用し、必要な情報以外の入手を防止する。</li> <li>システムにおいては、情報の取得を必要情報のみに限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。</li> </ul> <p>&lt;サービス検索・電子申請機能に関する事項&gt;                      ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;予防接種事務における措置&gt;                      ①個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。                      ②申請書等への記載を求める場合、若しくは調査又は照会等を行う際は、利用目的等を示した上で実施している。                      ③システムを利用する職員を限定している。</p> <p>&lt;サービス検索・電子申請機能に関する事項&gt;                      ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示を受け、必ず本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	データ化してシステムに取り込む際に論理的エラーチェックを行い正確性を確保し、個人番号に加え基本5情報の合致により対象者の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請による入手においては、対面での聞き取り及び添付書類との照合により正確性を確保し、併せて庁内連携や情報提供ネットワークによる照会により入手情報の正確性を担保する。</li> <li>正確性に疑義が生じた場合は、随時調査を行い補正を行う。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>申請書等の紙媒体については、定められた保管場所で施錠管理を行う。</p> <p>&lt;個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置&gt;                      ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザ単位の権限により、不要なアクセスを行えないよう制御している。</li> <li>・個人番号を利用しない各システムから要求に応じないよう制御している。</li> <li>・中間サーバーからの要求に応じるだけであるため、必要な情報の切分けは中間サーバーで行われている。</li> <li>・特定個人情報の中間サーバーへの連携システムであり、その他のシステムに連携する機能は有して</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の業務システムについても、アクセス権限が設定されており、権限のない業務システムについてはアクセスできない仕組みとなっている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネットにおける措置> ・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とパスワードによる二要素認証とすることでなりすましを防止している。 ・権限の妥当性を確認したうえで各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については各事務を所管する事業課からの依頼に応じて速やかにシステムの利用権限を消去している。  <サービス検索・電子申請機能に関する事項> ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザ ID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネット、サービス検索・電子申請機能における措置> ・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去している。
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネット、サービス検索・電子申請機能における措置> ・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・アクセス権限は定期的に更新を行っている。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネットにおける措置> ・アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。  <サービス検索・電子申請機能に関する事項> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生体認証や権限設定により対象外の情報にはアクセスできない仕組みとなっている。</li> <li>・職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、事務外利用の禁止について指導している。</li> </ul> <サービス検索・電子申請機能に関する事項> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託事業者選定条件として、ISMS及びプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	システムへのアクセス制限を設け、不要な機能は付与していない。システムへアクセスする際は、事前に作業員、作業目的、作業に日時などを報告させ市による承諾を得ることとしている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託事業者全員に個人ごとにIDを付与し、アクセス記録を保存している。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市の指示又は承諾があったときを除き、委託契約事務に係る個人情報を第三者に提供することを禁止している。また、必要に応じて委託先に対し報告を求める又は検査等を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先に提供する際は、受託する事務を処理するために必要最小限のものとする。委託先の事業所内からの搬送は、越谷市の承諾があったときを除き、行ってはならない。なお、搬送の際は、従事者名簿に記載されている者が行う。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る特定個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承諾があるときは、漏えいをきたさない方法で確実に処分することを義務付けている。越谷市は、確実に処分したことについて、証明書等により確認するものとする。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	・他機関へ提供、統合基盤システムへ移転するファイルを記録する仕組みを構築している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ移転を許可することを内部規定に定めている。 ・定期的に情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。	
その他の措置の内容	庁内サーバー室等への入室管理を行い、特定個人情報の提供・移転リスクを最小限にしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内連携は、庁内ネットワーク経由で行う。 ・他機関への提供は、庁内ネットワーク、中間サーバ経由で行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・本市で承認を得た提供・移転のみ実施する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
--------------	---	--	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------	--

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------	--

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
--------------	---	--	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------	--

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	<p>[ 政府機関ではない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している</p> <p>3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[ 十分に整備している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している</p> <p>3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[ 十分に整備している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している</p> <p>3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[ 十分に周知している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している</p> <p>3) 十分に周知していない</p>
⑤物理的対策	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセス出来るよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul>

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[ 十分にやっている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている  3) 十分にやっていない</p> <p>&lt;越谷市における処置&gt;  ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。  ・システムを利用できる職員を限定している。  ・ログインには生体認証を用いており、簡単になりすましができないよう制御している。  ・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。  ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。  ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。  ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。  ③クラウド事業者はガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。  ④クラウド事業者はガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。  ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。  ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[ 十分にやっている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている  3) 十分にやっていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[ 十分にやっている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている  3) 十分にやっていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[ 発生なし ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	<p>—</p>	
<p>再発防止策の内容</p>	<p>—</p>	
<p>⑩死者の個人番号</p>	<p>[ 保管している ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 保管している 2) 保管していない</p>
<p>具体的な保管方法</p>	<p>—</p>	<p>・死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・各庁内連携システムの特定個人情報の保存期間等を考慮して、定期的に削除を実施することとしている。 ・紙や電子媒体は、特定個人情報の保存期間等を考慮して、定期的に削除を実施することとしている。  <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>&lt;越谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施し、特定個人情報の保護に努めている。</li> <li>・毎年、維持管理点検により、特定個人情報の保存、アクセス記録、持ち出し履歴等について適切に取り扱っているかのチェックをしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的な自己点検を実施している。</p>
②監査	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>&lt;越谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、マイナンバーを含む個人情報の扱いについて、情報セキュリティを専門に扱う事業者と契約し、外部監査を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</li> <li>②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;越谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施している。</li> <li>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施している。</li> </ul>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示等請求書を提出する。 ※電話及びFAXでの請求は認めていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。
特記事項	任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③手数料等	[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span> (手数料額、納付方法: 手数料は無料である。ただし、写しの交付を希望する場合は、写しの作成に要する費用を納付する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	予防接種対象者関係情報ファイル
公表場所	越谷市役所エントランス棟2階 行政資料コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所: 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 電話: 048-960-1100
②対応方法	受付票を作成し、問合せ内容・対応等について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年3月25日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「越谷市意見公募手続に関する要綱」に基づき、パブリックコメントによる意見公募を実施した。 【周知・公表】広報紙、越谷市ホームページ、所管課窓口・行政資料コーナー等にて周知・公表を行った。 【意見の提出】行政資料コーナー、各地区センターに設置するご意見箱。または電子申請、郵送、ファクス、メールにて意見書を提出。
②実施日・期間	令和6年10月12日から11月10日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見の提出はなかった。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年1月10日
②方法	越谷市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断された。 なお、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すとともに、特定個人情報の取扱いに当たっては、運用ルールに則って適切に対応するよう意見が付された。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日			「健康づくり推進に関する事務」を「健康増進及び予防接種に関する事務」に統合	事後	年度の切替えと併せた事務の見直しに伴う統合(しきい値判断結果は変更なし)
平成29年6月30日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	藤城 浩幸	櫻田 尚之	事後	所属長の変更
平成30年6月5日	特定個人情報保護評価書の見直し	変更なし	変更なし	事後	変更なし
令和1年6月20日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	櫻田 尚之	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和3年11月19日	特記事項	記載なし	健康増進及び予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	
令和3年11月19日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1健康増進法に基づく各種健診 【概要】健康増進法に基づく各種検診など、市民の健康増進に関する事業の提供・結果管理を行う 【具体的内容】 対象者への受診券、勧奨通知の発行、事業対象であることの確認、事業の提供、事後指導・結果管理に関する事務 2予防接種法に基づく予防接種 【概要】予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務	1健康増進法に基づく各種健診 【概要】健康増進法に基づく各種検診など、市民の健康増進に関する事業の提供・結果管理を行う 【具体的内容】 対象者への受診券、勧奨通知の発行、事業対象であることの確認、事業の提供、事後指導・結果管理に関する事務 2予防接種法に基づく予防接種 【概要】予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務 3新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システム4 ③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等	[ O ] 宛名システム等	事前	
令和3年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システム5 ①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネットシステム」という。)	住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)	事後	文言整理
令和3年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システム6 ①システムの名称	記載なし	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システム6 ②システムの機能	記載なし	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システム6 ②他のシステムとの接続	記載なし	[ O ] その他(健康管理システム)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1 10の項、76の項 (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1 10の項、76の項 (主務省令事項を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号、第54条)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第1 10の項、76の項 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号、第54条	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 17の項、18の項及び19の項 健康診査実施事務情報ファイルについては実施せず	情報照会：番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供：番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、16の3 健康診査実施情報ファイルについては実施せず	事後	番号法改正に伴う変更
令和3年11月19日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<越谷市における措置> 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。 電子記録媒体については、施錠できる場所に保管する。	<越谷市における措置> ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ②サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ③紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。	事後	文言整理
令和3年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管期間 その妥当性	記載なし	検診後、当分の間、経過の確認が必要なため、長期間保管する必要がある。	事後	新規追加
令和3年11月19日	[健康診査実施事務情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①消去方法	<越谷市における措置> ①サーバやパソコン等の処理時には、データ消去ソフトによりデータ復元不可能な状態にし、物理的な破壊を行う。 ②申請書等紙媒体については、内部にて定められた期間保存後溶解処理を行う。 ③電子記録媒体については、内部にて定められた期間保存後、読み取りが不可能な状態にして破壊している。	<越谷市における措置> ①サーバやパソコン等の処理時には、データ消去ソフトによりデータ復元不可能な状態にし、物理的な破壊を行う。 ②申請書等紙媒体については、内部にて定められた期間保存後溶解処理を行う。	事後	文言整理
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	[ ○ ]地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町地方税情報所管課)	[ ○ ]地方公共団体・地方独立行政法人 ( )	事後	文言整理
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ]その他 ( )	[ ○ ]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・連絡先情報については本人から申請を受けた都度入手する。 ・業務関係情報の地方税関係情報については、情報提供ネットワークシステムを使用して申請を受けた都度入手する。 ・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。	・連絡先情報については本人から申請を受けた都度入手する。 ・業務関係情報の地方税関係情報については、情報提供ネットワークシステムを使用して申請を受けた都度入手する。 ・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手に係る妥当性	・連絡先情報及び地方税関係情報を本人等から入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。 ・連絡先情報及び地方税関係情報を情報提供ネットワークを使用して入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。 ・接種記録は実施した医療機関から月ごとに入手する。	・連絡先情報及び地方税関係情報を本人等から入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。 ・連絡先情報及び地方税関係情報を情報提供ネットワークを使用して入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。 ・接種記録は実施した医療機関から月ごとに入手する。 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)入手する。(番号法第19条第15号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	本人等から入手する場合は本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。	本人等から入手する場合は本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、接種者からの同意を得て入手する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等の申請内容等をシステムに登録し、登録された情報を基に予防接種法に基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の実費の有無を確認する。 ②接種記録の管理・保管 システムに接種記録を登録し、接種記録の管理・保管を行う。 ③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報等のシステムに登録された情報を基に、予防接種費用の実費に係る免税対象者の確認及び確認結果の通知を行う。	①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等の申請内容等をシステムに登録し、登録された情報を基に予防接種法に基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の実費の有無を確認する。 ②接種記録の管理・保管 システムに接種記録を登録し、接種記録の管理・保管を行う。 ③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報等のシステムに登録された情報を基に、予防接種費用の実費に係る免税対象者の確認及び確認結果の通知を行う。 ④新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	申請者情報を住民票関係情報、地方税関係情報と突合し、対象者の資格を確認する。	申請者情報を住民票関係情報、地方税関係情報と突合し、対象者の資格を確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	記載なし	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	記載なし	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	[特定個人情報ファイルの一部]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	記載なし	[10万人以上100万人未満]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	記載なし	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先における取扱者数	記載なし	[ 10人以上50人未満 ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	[ ○ ]その他 (LG-WAN回線を用いた提供)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤委託先名の確認方法	記載なし	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	記載なし	株式会社ミラボ	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ⑦再委託の有無	記載なし	[ 再委託しない ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[ ○ ]行っていない	[ ○ ]提供を行っている ( 1 ) 件	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	記載なし	市区町村長	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	記載なし	番号法 第19条第15号	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	記載なし	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③提供する情報	記載なし	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	[ 10万人以上100万人未満 ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	「2. 基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	記載なし	[ ○ ]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度	記載なし	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>&lt;越谷市における措置&gt; 入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。電子記録媒体については、施錠できる場所に保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ①入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ③紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管期間 期間	[ 10年以上20年未満 ]	[ 20年以上 ]	事後	見直しに伴う変更
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管期間 その妥当性	予防接種関係法令に基づき少なくとも5年間は適正に管理・保存を行うことが規定されているため	予防接種法施行令第6条の2において、5年間保管すると定められているが、接種記録確認等の事務のため長期間保管する必要がある。	事後	見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>&lt;越谷市における措置&gt; サーバーやパソコン等の処分時には、データ消去ソフトによりデータ復元が不可能な状態にしている。 申請書等紙媒体については、内部にて定められた期間保存後溶解処理を行う。 電子記録媒体については、内部にて定められた期間保存後、読み取りが不可能な状態にして破棄している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ①サーバーやパソコン等の処理時には、データ消去ソフトによりデータ復元不可能な状態にし、物理的な破棄を行う。 ②申請書等紙媒体については、内部にて定められた期間保存後溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[健康診査実施事務情報ファイル] III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先から他社への提供に関するルール遵守の確認方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、越谷市の指示又は承諾があったときを除き、委託契約事務に係る個人情報を第三者に提供することを禁止している。また、必要に応じて委託先に対し報告を求める又は検査等を行う。	事後	見直しに伴う変更
令和3年11月19日	[健康診査実施事務情報ファイル] III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先に提供するのは、受託する事務を処理するために必要最小限のものとする。委託先の事業所内からの搬送は、越谷市の承諾があったときを除き、行ってはならない。なお、搬送の際は、従事者名簿に記載されている者が行う。	事後	見直しに伴う変更
令和3年11月19日	[健康診査実施事務情報ファイル] III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ルール内容及びルール遵守の確認方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る特定個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承諾があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。越谷市は、確実に処分したことについて、証明書等により確認するものとする。	事後	見直しに伴う変更
令和3年11月19日	[健康診査実施事務情報ファイル] III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告、委託契約終了時の個人情報の返還・処分等を義務付けている。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	事後	見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守する。 申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。	<予防接種事務における措置> 個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守する。 申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。  <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入力する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から交付申請があった場合のみとし、さらに番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。また、マニュアルやweb上で、個人番号の提出者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<事務における措置> ①個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ②申請書等への記載を求める場合、若しくは調査又は照会等を行う際は、利用目的等を示した上で実施している。	<予防接種事務における措置> ①個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ②申請書等への記載を求める場合、若しくは調査又は照会等を行う際は、利用目的等を示した上で実施している。 ③システムを利用する職員を限定している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 <サービス検索・電子申請機能に関する事項> ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手續を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をさせていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるのかが明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	申請書等の紙媒体については、定められた保管場所にて施錠管理を行う。	申請書等の紙媒体については、定められた保管場所にて施錠管理を行う。  <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) その他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ アクセスできるように制御している。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS) 導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・他の業務システムについても、アクセス権限が設定されており、権限のない業務システムについてはアクセスできない仕組みとなっている。	・他の業務システムについても、アクセス権限が設定されており、権限のない業務システムについてはアクセスできない仕組みとなっている。  <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS) 導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とすることにより不正を防止している。 ・システムにログインする場合にパスワード認証を利用する場合、定期的にパスワードを変更している。	<福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネットにおける措置> ・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とすることにより不正を防止している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 <サービス検索・電子申請機能に関する事項> ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。	<福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネットにおける措置> ・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・アクセス権限は定期的に棚卸しを行っている。	・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・アクセス権限は定期的に更新を行っている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	・アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。	<福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネットにおける措置> ・アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・システムの権限設定により、管理者以外は複製ができない仕組みとなっている。 ・情報セキュリティ研修において、複製禁止について指導している。	<予防接種事務における措置> ・システムの権限設定により、管理者以外は複製ができない仕組みとなっている。 ・情報セキュリティ研修において、複製禁止について指導している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	委託事業者選定条件として、ISMS及びプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。	委託事業者選定条件として、ISMS及びプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○]提供・移転しない	[ ]提供・移転しない	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録	記載なし	[ 記録を定めている ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	記載なし	[ 定めている ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	記載なし	使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したものののみ移転を許可することを内部規定に定めている。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	記載なし	庁内サーバー室等への入室管理を行い、特定個人情報の提供・移転リスクを最小限にしている。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	記載なし	[ 十分である ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	記載なし	[ 十分である ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転しまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受け取る市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転しまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	記載なし	[ 十分である ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ○ ]接続しない(提供)	[ ]接続しない(提供)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か	記載なし	[ 十分である ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別番号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと統合宛名システム、情報提供ネットワークとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(統合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を担保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を担保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクへの対策は十分か	記載なし	[ 十分である ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを正本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクへの対策は十分か	記載なし	[ 十分である ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<越谷市における処置> ・大部分のシステムについては、停電への備えや耐震性能を備えた強固なデータセンターへサーバを移設している。 ・庁内サーバ室、データセンターの出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。 ・庁内サーバ室へ入室可能な職員等を限定し、更には入退室管理簿の記入を徹底している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。  <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	<越谷市における処置> ・大部分のシステムについては、停電への備えや耐震性能を備えた強固なデータセンターへサーバを移設している。 ・庁内サーバ室、データセンターの出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。 ・庁内サーバ室へ入室可能な職員等を限定し、更には入退室管理簿の記入を徹底している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。  <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<越谷市における処置> ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 ・システムを利用できる職員を限定している。 ・ログインには生体認証を用いており、簡単になりすぎることができないよう制御している。 ・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う	<越谷市における処置> ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 ・システムを利用できる職員を限定している。 ・ログインには生体認証を用いており、簡単になりすぎることができないよう制御している。 ・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<越谷市における措置> 毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施し、特定個人情報の保護に努めている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的な自己点検を実施することとしている。	<越谷市における措置> ・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施し、特定個人情報の保護に努めている。 ・毎年、維持管理点検により、特定個人情報の保存、アクセス記録、持ち出し履歴等について適切に取り扱っているかのチェックをしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的な自己点検を実施している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<越谷市における措置> 毎年、特定個人情報を取扱う事業課の中から複数課所を選定して内部監査や情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<越谷市における措置> ・毎年、マイナンバーを含む個人情報の扱いについて、情報セキュリティを専門に扱う事業者と契約し、外部監査を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的な監査を実施している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<越谷市における措置> 特定個人情報の保護に必要な知識の習得を目的として、毎年、研修を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<越谷市における措置> ・毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施している。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
令和3年11月19日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	本庁舎2階 情報公開センター	第二庁舎2階 情報公開センター	事後	
令和3年11月19日	V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	越谷市保健医療部市民健康課 住所:〒343-0022 埼玉県越谷市東大沢1-12-1 電話:048-978-3511	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所:〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番 電話:048-960-1100	事後	
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	所管省庁の更新に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入った特定個人情報ファイルが不正な照会対象者による照会を受けるリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	所管省庁の更新に伴う変更
令和4年7月1日			「健康づくり推進及び予防接種に関する事務」を「健康増進に関する事務」と「予防接種に関する事務」に分割	事後	事務の見直しに伴う分割(しい値判断結果は変更なし)
令和4年7月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1 予防接種法に基づく予防接種 【概要】 予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	1 予防接種法に基づく予防接種事務 【概要】 予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に伴う変更
令和4年7月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ○ ]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能)	[ ○ ]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム、サービス検索・電子申請機能)	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・連絡先情報については本人から申請を受けた都度入手する。 ・業務関係情報の地方税関係情報については、情報提供ネットワークシステムを使用して申請を受けた都度入手する。 ・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度	・連絡先情報については本人から申請を受けた都度入手する。 ・業務関係情報の地方税関係情報については、情報提供ネットワークシステムを使用して申請を受けた都度入手する。 ・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に伴う変更
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・連絡先情報及び地方税関係情報を本人等から入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。 ・連絡先情報及び地方税関係情報を情報提供ネットワークを使用して入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。 ・接種記録は実施した医療機関から月ごとに入手する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第15号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号)	・連絡先情報及び地方税関係情報を本人等から入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。 ・連絡先情報及び地方税関係情報を情報提供ネットワークを使用して入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。 ・接種記録は実施した医療機関から月ごとに入手する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	本人等から入手する場合は本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、接種者からの同意を得て入手する。	・本人等から入手する場合は本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等の申請内容等をシステムに登録し、登録された情報を基に予防接種法に基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の実費の有無を確認する。 ②接種記録の管理・保管 システムに接種記録を登録し、接種記録の管理・保管を行う。 ③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報等のシステムに登録された情報を基に、予防接種費用の実費に係る免税対象者の確認及び確認結果の通知を行う。 ④新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等の申請内容等をシステムに登録し、登録された情報を基に予防接種法に基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の実費の有無を確認する。 ②接種記録の管理・保管 システムに接種記録を登録し、接種記録の管理・保管を行う。 ③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報等のシステムに登録された情報を基に、予防接種費用の実費に係る免税対象者の確認及び確認結果の通知を行う。 ④新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に伴う変更
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	申請者情報を住民票関係情報、地方税関係情報と突合し、対象者の資格を確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。)	申請者情報を住民票関係情報、地方税関係情報と突合し、対象者の資格を確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に伴う変更
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他 (LG-WAN回線を用いた提供)	[○]その他 (LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ③紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ③紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更
令和4年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>&lt;予防接種事務における措置&gt; 個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守する。 申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から交付申請があった場合のみとし、さらに番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。また、マニュアルやweb上で、個人番号の提出名者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症予防接種証明書兼個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守する。申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。&gt;</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③他市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付による。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に伴う変更
令和4年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>・本人からの申請等による入手については、必要項目のみ記載できる用紙を使用し、必要な情報以外の入手を防止する。 ・システムにおいては、情報の取得を必要情報のみ限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。 &lt;サービス検索・電子申請機能に関する事項&gt; ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	<p>・本人からの申請等による入手については、必要項目のみ記載できる用紙を使用し、必要な情報以外の入手を防止する。 ・システムにおいては、情報の取得を必要情報のみ限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。 &lt;サービス検索・電子申請機能に関する事項&gt; ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム等における追加措置&gt; (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を選べることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;予防接種事務における措置&gt;</p> <p>①個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ②申請書等への記載を求める場合、若しくは調査又は照会等を行う際は、利用目的等を示した上で実施している。 ③システムを利用する職員を限定している。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>&lt;サービス検索・電子申請機能に関する事項&gt;</p> <p>・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手段を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</p>	<p>&lt;予防接種事務における措置&gt;</p> <p>①個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ②申請書等への記載を求める場合、若しくは調査又は照会等を行う際は、利用目的等を示した上で実施している。 ③システムを利用する職員を限定している。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p>&lt;サービス検索・電子申請機能に関する事項&gt;</p> <p>・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手段を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更
令和4年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報の本人確認の措置の内容	個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示を受け、必ず本人確認を行う。	<p>個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示を受け、必ず本人確認を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更
令和4年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>・申請による入手においては、対面での聞き取り及び添付書類との照合により正確性を確保し、併せて庁内連携や情報提供ネットワークによる照会により入手情報の正確性を担保する。</p> <p>・正確性に疑義が生じた場合は、随時調査を行い補正を行う。</p>	<p>・申請による入手においては、対面での聞き取り及び添付書類との照合により正確性を確保し、併せて庁内連携や情報提供ネットワークによる照会により入手情報の正確性を担保する。</p> <p>・正確性に疑義が生じた場合は、随時調査を行い補正を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	申請書等の紙媒体については、定められた保管場所で行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 申請書等の紙媒体については、定められた保管場所で行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ＜個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	申請書等の紙媒体については、定められた保管場所で行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 ＜個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更
令和4年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	＜福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネットにおける措置＞ ・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とパスワードによる二要素認証とすることでなりすましを防止している。 ・権限の妥当性を確認したうえで各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については各事務を所管する事業課からの依頼に応じて速やかにシステムの利用権限を消去している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ＜サービス検索・電子申請機能に関する事項＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザ ID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	＜福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネットにおける措置＞ ・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とパスワードによる二要素認証とすることでなりすましを防止している。 ・権限の妥当性を確認したうえで各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については各事務を所管する事業課からの依頼に応じて速やかにシステムの利用権限を消去している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ＜サービス検索・電子申請機能に関する事項＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザ ID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事後	見直しに伴う変更
令和4年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ② ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ② ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	委託事業者選定条件として、ISMS及びプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあつての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	委託事業者選定条件として、ISMS及びプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあつての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更
令和4年7月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ移転を許可することを内部規定に定めている。	・使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ移転を許可することを内部規定に定めている。 ・定期的に情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。	事後	見直しに伴う変更
令和4年7月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に伴う変更
令和4年7月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に伴う変更
令和4年7月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;越谷市における処置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</li> <li>・システムを利用できる職員を限定している。</li> <li>・ログインには生体認証を用いており、簡単になりすましができないよう制御している。</li> <li>・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>① 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>② 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する</li> </ul>	<p>&lt;越谷市における処置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</li> <li>・システムを利用できる職員を限定している。</li> <li>・ログインには生体認証を用いており、簡単になりすましができないよう制御している。</li> <li>・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>① 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>② 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する</li> </ul>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付に伴う変更
令和4年7月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ① 自己点検 具体的なチェック方法	<p>&lt;越谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施し、特定個人情報の保護に努めている。</li> <li>・毎年、維持管理点検により、特定個人情報の保存、アクセス記録、持ち出し履歴等について適切に取り扱っているかのチェックをしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的な自己点検を実施している。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施し、特定個人情報の保護に努めている。</li> <li>・毎年、維持管理点検により、特定個人情報の保存、アクセス記録、持ち出し履歴等について適切に取り扱っているかのチェックをしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的な自己点検を実施している。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	所管省庁の更新に伴う変更
令和4年7月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ① 監査 具体的な内容	<p>&lt;越谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、マイナンバーを含む個人情報の扱いについて、情報セキュリティを専門に扱う事業者と契約し、外部監査を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的な監査を実施している。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、マイナンバーを含む個人情報の扱いについて、情報セキュリティを専門に扱う事業者と契約し、外部監査を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的な監査を実施している。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	所管省庁の更新に伴う変更
令和4年7月1日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 具体的な内容	<p>&lt;越谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を閲覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施している。</p> <p>② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施している。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を閲覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施している。</p> <p>② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施している。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	所管省庁の更新に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</li> </ul>	事後	所管省庁の更新に伴う変更
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> </ul>	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更
令和6年4月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	<p>(備考)</p> <p>[01]から[14]省略</p> <p>[15] 接種会場、または医療機関にて、AI-OCRで読み取り、VRSに接種結果を登録する。また、医療従事者等については、健康管理担当課にて登録する[16]</p> <p>[17] 健康管理担当課にてVRSから接種結果を取得する。</p> <p>[18] 医療機関等より健康管理担当課へ各原票が送付される。</p> <p>[19] 健康管理担当課にて健康管理システムより各種通知書、結果登録等を行う。</p> <p>[20] 情報提供ネットワークシステムより情報入手する。(接種履歴)</p> <p>[21] 情報提供ネットワークシステムと連携し接種情報を入力する。</p> <p>[22] 住民から助成金の申請を受け付ける。</p> <p>[23] 助成金額を記録した口座振込データを金融機関に送付する</p> <p>[24] 住民から申請書及びサービス検索・電子申請機能により接種証明書の申請を受け付ける。</p> <p>[25] 接種記録を照会して旅券関係情報を入力し発行する。</p> <p>[26] 住民から予防接種証明書の電子交付アプリにより接種証明書の申請を受け付ける。</p> <p>[27] 接種記録を照会して接種証明書としてアプリ上に表示する。</p> <p>[28] 接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>[29] 住民からコンビニエンスストア等のキオスク端末により接種証明書の申請を受け付ける。</p> <p>[30] 接種記録を照会して接種証明書としてキオスク端末から交付する。</p> <p>※1 住民から申請書を受け付ける。</p>	<p>予防接種証明書、電子交付アプリ及びコンビニ交付のシステムを図から削除。</p> <p>(備考)</p> <p>[01] から[14]省略</p> <p>[15] 健康管理担当課にてVRSに接種結果を登録する。</p> <p>[16] 健康管理担当課にてVRSから接種結果を取得する。</p> <p>[17] 医療機関等より健康管理担当課へ各原票が送付される。</p> <p>[18] 健康管理担当課にて健康管理システムより各種通知書、結果登録等を行う。</p> <p>[19] 情報提供ネットワークシステムより情報入手する。(接種履歴)</p> <p>[20] 情報提供ネットワークシステムと連携し接種情報を入力する。</p> <p>[21] 住民からの助成金の申請を受け付ける。</p> <p>[22] 助成金額を記録した口座振込データを金融機関に送付する。</p> <p>[23] 住民から申請書及びサービス検索・電子申請機能により接種証明書の申請を受け付ける。</p> <p>[24] 接種記録を照会して旅券関係情報を入力し発行する。</p> <p>[25] 接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>※1 住民から申請書を受け付ける。</p>	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	<p>省略</p> <p>[○]その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請機能、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム</p>	<p>省略</p> <p>[○]その他 ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能</p>	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人等から入手する場合は本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。</li> <li>・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> <li>・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人等から入手する場合は本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。</li> <li>・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> </ul>	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	省略 【○】その他 LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	省略 【○】その他 LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<越谷市における措置> 省略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 省略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	<越谷市における措置> 省略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 省略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更
令和6年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<予防接種事務における措置> 省略 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①から③省略 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。また、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	<予防接種事務における措置> 省略 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ①から③省略 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。また、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人からの申請等による入手については、必要項目のみ記載できる用紙を使用し、必要な情報以外の入手を防止する。</li> <li>システムにおいては、情報の取得を必要情報のみに限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。</li> <li>＜サービス検索・電子申請機能に関する事項＞</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞</li> <li>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付）</li> <li>個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人からの申請等による入手については、必要項目のみ記載できる用紙を使用し、必要な情報以外の入手を防止する。</li> <li>システムにおいては、情報の取得を必要情報のみに限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。</li> <li>＜サービス検索・電子申請機能に関する事項＞</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜予防接種事務における措置＞</li> <li>省略</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</li> <li>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）</li> <li>当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> <li>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付）</li> <li>証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特手個人情報が送信されることを避ける。</li> <li>＜サービス検索・電子申請機能に関する事項＞</li> <li>以下省略</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜予防接種事務における措置＞</li> <li>省略</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞</li> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</li> <li>＜サービス検索・電子申請機能に関する事項＞</li> <li>以下省略</li> </ul>	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示を受け、必ず本人確認を行う。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付）</li> <li>個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</li> </ul>	個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示を受け、必ず本人確認を行う。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請による入手においては、対面での聞き取り及び添付書類との照合により正確性を確保し、併せて庁内連携や情報提供ネットワークによる照会により入手情報の正確性を担保する。</li> <li>・正確性に疑義が生じた場合は、随時調査を行い補正を行う。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付）</li> <li>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> <li>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名ついて、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請による入手においては、対面での聞き取り及び添付書類との照合により正確性を確保し、併せて庁内連携や情報提供ネットワークによる照会により入手情報の正確性を担保する。</li> <li>・正確性に疑義が生じた場合は、随時調査を行い補正を行う。</li> </ul>	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	申請書等の紙媒体については、定められた保管場所での施錠管理を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 ＜個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	申請書等の紙媒体については、定められた保管場所での施錠管理を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ＜個人番号付電子申請データを利用するにあたっての措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	委託事業者選定条件として、ISMS及びプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	委託事業者選定条件として、ISMS及びプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	＜越谷市における処置＞ 省略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 省略 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 以下まで省略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	＜越谷市における処置＞ 省略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 省略 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで定める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子及びコンビニ交付の終了に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<p>省略            &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号</li> <li>・宛名番号</li> <li>・自治体コード</li> <li>・接種券番号</li> <li>・属性情報(氏名、生年月日、性別)</li> <li>・接種状況(実施/未実施)</li> <li>・接種回(1回目/2回目/3回目)</li> <li>・接種日</li> <li>・ワクチンメーカー</li> <li>・ロット番号</li> <li>・ワクチン種類(※)</li> <li>・製品名(※)</li> <li>・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)</li> <li>・証明書ID(※)</li> <li>・証明書発行年月日(※)</li> </ul> <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ 以下省略</p>	<p>省略            &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号</li> <li>・宛名番号</li> <li>・自治体コード</li> <li>・接種券番号</li> <li>・属性情報(氏名、生年月日、性別)</li> <li>・接種状況(実施/未実施)</li> <li>・接種回</li> <li>・接種日</li> <li>・ワクチンメーカー</li> <li>・ロット番号</li> <li>・ワクチン種類(※)</li> <li>・製品名(※)</li> <li>・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)</li> <li>・証明書ID(※)</li> <li>・証明書発行年月日(※)</li> </ul> <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ 以下省略</p>	事後	軽微な修正
令和6年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ② 請求方法	<p>本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。            ※電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示等請求書を提出する。            ※電話及びFAXでの請求は認めていない。            ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。</p>	事後	軽微な修正
令和6年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③ 手数料	<p>手数料は無料である。ただし、写しの交付を希望する場合は、写しの作成に要する費用を現金にて納付する。</p>	<p>手数料は無料である。ただし、写しの交付を希望する場合は、写しの作成に要する費用を納付する。</p>	事後	軽微な修正
令和6年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④ 個人情報ファイル簿の公表公表場所	<p>第二庁舎2階 情報公開センター</p>	<p>越谷市役所エントランス棟2階 行政資料コーナー</p>	事後	軽微な修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	2新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)	VRSの内容	ガバメントクラウドに関する内容を追加 VRSの内容を削除	事前	標準化に伴う変更及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	サービス検索・電子申請機能	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・住民向け機能: 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・地方公共団体向け機能: 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	その他(健康管理システム)	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 10の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表 14の項 ・第19条第6号(委託先への提供) 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号	事後	法改正に基づく軽微な修正及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第9号及び別表第二16の2項、17項、18項、19項 情報提供: 番号法第19条第9号及び別表第二16の2項、16の3	情報照会: 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条 情報提供: 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、第27条、第28条、第30条、第155条、第156条	事後	法改正に基づく軽微な修正
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他 ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	その他 サービス検索・電子申請機能	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	④新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	1件	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の教 対象となる本人の範囲 その妥当性 ③委託先における取扱者数 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ⑤委託先名の確認方法 ⑥委託先名 ⑦再委託の有無	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 特定個人情報ファイルの一部 10万人以上100万人未満 予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。 10人以上50人未満 その他(LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)) 下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。 株式会社ミラボ 再委託しない		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑤提供方法 ⑥時期・頻度	市区町村長 番号法 第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ) 「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ ワクチン接種記録システム(VRS) 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	都道府県知事又は市区町村長 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、27の項、28の項、29の項 予防接種法による予防接種の実施及び給付の支給等に関する事務であって上記主務省令で定めるもの 予防接種に関する記録及び給付の支給に関する情報 予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者 情報提供ネットワークシステム 情報提供ネットワークシステムを通じて依頼のあった都度	事後	現行の運用に合わせた変更及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	標準化に伴う変更
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	-	<ガバメントクラウドにおける措置> ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報に消去することはない。 ② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	標準化に伴う変更
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	「健康増進及び予防接種に関する事務」について、事務内容に基づく見直しを実施し、「健康増進に関する事務」と「予防接種に関する事務」に分割・整理を行った。	-	事後	軽微な修正
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	<新型コロナ> 1.回数、2.接種日、3.接種時年齢、4.優先接種対象グループ、5.診察区分、6.券番号、7.接種自治体コード、8.接種会場、9.接種会場名、10.接種医師名、11.ワクチンメーカー、12.ワクチンメーカー名、13.ワクチンロット番号、14.請求年月、15.時間外、16.休日、17.小児(6歳未満)、18.備考、19.登録日時	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。また、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置&gt; 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。</li> <li>・管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul>		事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。</li> <li>・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。</li> <li>・使用している端末からは、記憶媒体によるデータの持ち出しは出来ない仕様となっている。</li> </ul>	事後	現行の運用に合わせた変更及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託情報保護管理体制の確認	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置&gt; 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> </ul>		事後	現行の運用に合わせた変更及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、越谷市の指示又は承諾があったときを除き、委託契約事務に係る個人情報情報を第三者に提供することを禁止している。また、必要に応じて委託先に対し報告を求める又は検査等を行う。	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市の指示又は承諾があったときを除き、委託契約事務に係る個人情報情報を第三者に提供することを禁止している。また、必要に応じて委託先に対し報告を求める又は検査等を行う。	事後	法改正に基づく軽微な修正
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先に提供するのは、受託する事務を処理するために必要最小限のものとする。委託先の事業所内からの搬送は、越谷市の承諾があったときを除き、行ってはならない。なお、搬送の際は、従事者名簿に記載されている者が行う。	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先に提供するのは、受託する事務を処理するために必要最小限のものとする。委託先の事業所内からの搬送は、越谷市の承諾があったときを除き、行ってはならない。なお、搬送の際は、従事者名簿に記載されている者が行う。	事後	法改正に基づく軽微な修正
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール内容及びルール遵守の確認方法	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る特定個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承諾があるときは、漏えいをききさない方法で確実に処分することを義務付けている。越谷市は、確実に処分したことについて、証明書等により確認するものとする。	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る特定個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承諾があるときは、漏えいをききさない方法で確実に処分することを義務付けている。越谷市は、確実に処分したことについて、証明書等により確認するものとする。	事後	法改正に基づく軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規程の内容	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の制限、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	事後	法改正に基づく軽微な修正
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	・他機関へ提供、統合基盤システムへ移転するファイルを記録する仕組みを構築している。	事後	現行の運用に合わせた変更及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	・市内連携は、市内ネットワーク経由で行う。 ・他機関への提供は、市内ネットワーク、中間サーバ経由で行う。	事後	現行の運用に合わせた変更及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	・本市で承認を得た提供・移転のみ実施する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される	事後	現行の運用に合わせた変更及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転（委任や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19号第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	法改正に基づく軽微な修正
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜越谷市における処置＞ ・大部分のシステムについては、停電への備えや耐震性能を備えた強固なデータセンターへサーバーを移設している。 ・市内サーバー室、データセンターの出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。 ・市内サーバー室へ入室可能な職員等を限定し、更には入退室管理簿の記入を徹底している。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセス出来るよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	標準化に伴う変更
令和8年3月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	-	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	—	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者はガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者はガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	標準化に伴う変更
令和8年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>	—	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和8年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報は消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各庁内連携システムの特定個人情報の保存期間等を考慮して、定期的に削除を実施することとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各庁内連携システムの特定個人情報の保存期間等を考慮して、定期的に削除を実施することとしている。</li> <li>・紙や電子媒体は、特定個人情報の保存期間等を考慮して、定期的に削除を実施することとしている。</li> </ul>	事後	現行の運用に合わせた変更
令和8年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報は消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	—	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	標準化に伴う変更
令和8年3月25日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ① 自己点検 具体的なチェック方法	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置&gt;</p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	—	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和8年3月25日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査 具体的な内容	—	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事前	標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	—	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和8年3月25日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	—	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和8年3月25日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	—	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	標準化に伴う変更
令和8年3月25日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、方が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	—	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、事務の廃止による修正
令和8年3月25日	VI評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年1月19日	令和8年3月25日	事前	評価の再実施に伴う変更
令和8年3月25日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	「越谷市意見公募手続きに関する要綱」に基づき、パブリックコメントによる意見公募を実施する。 【周知・公表】広報紙、越谷市ホームページ、所管課窓口・情報公開センター等にて周知・公表を行う。 【意見の提出】郵便、FAX、電子メール又は所管課窓口・情報公開センター等にて意見(書)を提出する。	「越谷市意見公募手続きに関する要綱」に基づき、パブリックコメントによる意見公募を実施した。 【周知・公表】広報紙、越谷市ホームページ、所管課窓口・行政資料コーナー等にて周知・公表を行った。 【意見の提出】行政資料コーナー、各地区センターに設置するご意見箱。または電子申請、郵送、ファクス、メールにて意見書を提出。	事後	評価の再実施に伴う変更
令和8年3月25日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和4年2月1日から3月3日までの31日間	令和6年10月12日から11月10日までの30日間	事後	評価の再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ④記録される項目(全ての記録項目) (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	追加	<p>&lt;五種混合&gt; 1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.ワクチン,8.転入前接種,9.予診医師名,10.接種医師名,11.公費自費区分,12.委託料,13.接種量,14.備考1,15.備考2,16.備考3.</p> <p>&lt;新型インフルエンザ&gt; 1.回数,2.接種日,3.接種場所,4.接種時年齢,5.診察区分,6.助成金(償還払い)接種対象,7.転入前接種,8.相互乗り入れ,9.請求年月,10.LOT-NO,11.接種量,12.製薬会社,13.備考</p> <p>&lt;高齢者新型コロナウイルス&gt; 1.年度,2.接種日,3.医療機関名,4.接種時年齢,5.市外受診区分,6.身体障害者手帳1級,7.該当理由,8.請求年月,9.診察区分,10.LOT-NO,11.自己負担額,12.ワクチンメーカー,13.ワクチンメーカー名</p> <p>&lt;高齢者帯状疱疹&gt; 1.年度,2.接種日,3.医療機関名,4.接種時年齢,5.回数,6.市外受診区分,7.身体障害者手帳1級,8.該当理由,9.請求年月,10.診察区分,11.LOT-NO,12.接種部位,13.自己負担額,14.ワクチンメーカー,15.ワクチンメーカー名</p>	事前	定期予防接種の追加
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	中間サーバー更改に伴う修正
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>	事前	中間サーバー更改に伴う修正
令和8年3月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	評価書の見直し
令和8年3月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4:入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>	事前	中間サーバー更改に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと統合宛名システム、情報提供ネットワークとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(統合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を担保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を担保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	事前	中間サーバー更改に伴う修正 評価書の見直し
令和8年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前	中間サーバー更改に伴う修正
令和8年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理している。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul>	事前	中間サーバー更改に伴う修正
令和8年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤技術的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN</p>	事前	中間サーバー更改に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的な監査を実施している。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的な監査を行うこととしている。</li> <li>②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的ISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</li> </ul>	事前	中間サーバー更改に伴う修正
令和8年3月25日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</li> </ul>	事前	中間サーバー更改に伴う修正
令和8年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ④記録される項目(全ての記録項目) (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	追加	<p>(RSウイルス)</p> <p>1.接種日, 2.接種場所, 3.接種時年齢, 4.母子手帳番号, 5.妊娠週数, 6.請求年月, 7.診察区分, 8.ワクチン 9.LOT-NO, 10.転入前接種, 11.予診医師名, 12.接種医師名, 13.公費自費区分, 14.委託料, 15.接種量, 16.備考1, 17.備考2, 18.備考3</p>	事前	定期予防接種の追加